

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		倭町小江戸ひろば利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市倭町小江戸ひろば条例第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市倭町小江戸ひろば条例第4条及び第5条
	参考事項	栃木市倭町小江戸ひろば条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市倭町小江戸ひろば条例抜粋 (利用の制限)</p> <p>第4条 市長は、小江戸ひろばを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を拒否し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、小江戸ひろばの管理上支障があるとき。</p> <p>(施設の利用承認)</p> <p>第5条 小江戸ひろばの会議室を利用しようとする者又はイベント広場の全部若しくは一部を独占して利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要と認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、会議室の利用又はイベント広場の全部若しくは一部の独占利用をしようとする者が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、第1項の承認をしないものとする。</p>	